

難民の認定

◆入管法上の難民の定義

- ① 人種
- ② 宗教
- ③ 国籍
- ④ 特定の社会的集団の構成員であること
- ⑤ 政治的意見

難民条約
 難民議定書 } に規定

これらを理由に、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそれを望まないもの

難民認定等の事例

【難民認定事例】

- 申請者は本国所在のA国国際協力組織の職員であり
 - 本国では、B教過激派組織Cは、外国政府関係機関にかつて雇用されていた者について、その地位や役割にかかわらず、反B教過激派組織Cの思想を有するものとして標的にしていることが認められる
- ⇒ B教過激派組織Cから迫害を受けるおそれがあると認められる

本国に帰国すると…



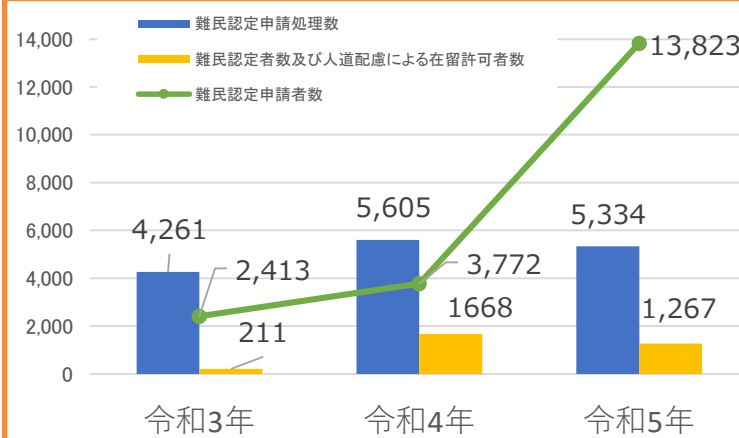
【人道配慮による在留許可事例】

- 申請者は本国において、軍と準軍事組織である武装勢力Aの戦争に巻き込まれ殺害されるおそれを主張
- ⇒ 難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しない
- 本国においては、軍とAとの間で戦闘が発生し、無差別かつ常態的な戦闘が行われている
- ⇒ 申請者が帰国した場合、上記戦闘に巻き込まれる可能性は否定できないため、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要がある

本国に帰国すると…

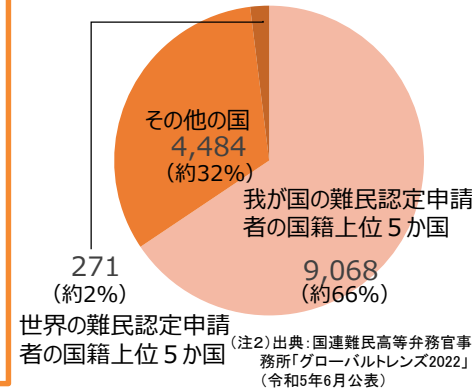


難民保護に係る各種数値



(注1) 難民認定申請処理数は当該年における一次審査の処理件数全体から申請を取り下げた者等を除いた数値

国籍別難民認定申請者の割合



国籍別申請者・認定者等上位5か国

	我が国の申請者	世界の申請者	我が国の認定者等
1	スリランカ	ベネズエラ	ミャンマー
2	トルコ	キューバ	アフガニスタン
3	パキスタン	アフガニスタン	シリア
4	インド	ニカラグア	スーダン
5	カンボジア	ウクライナ	エチオピア

(注3) 「我が国の申請者」は令和5年の難民認定申請者数の合計上位5か国。「世界の申請者」は国連難民高等弁務官事務所「グローバルトレンド2022」(令和5年6月公表)における難民認定申請者の国籍上位5か国。「我が国の認定者等」は、令和5年の難民認定者数及び人道配慮による在留許可者数の合計上位5か国

こうした状況の中で
 我が国は

約23.8%

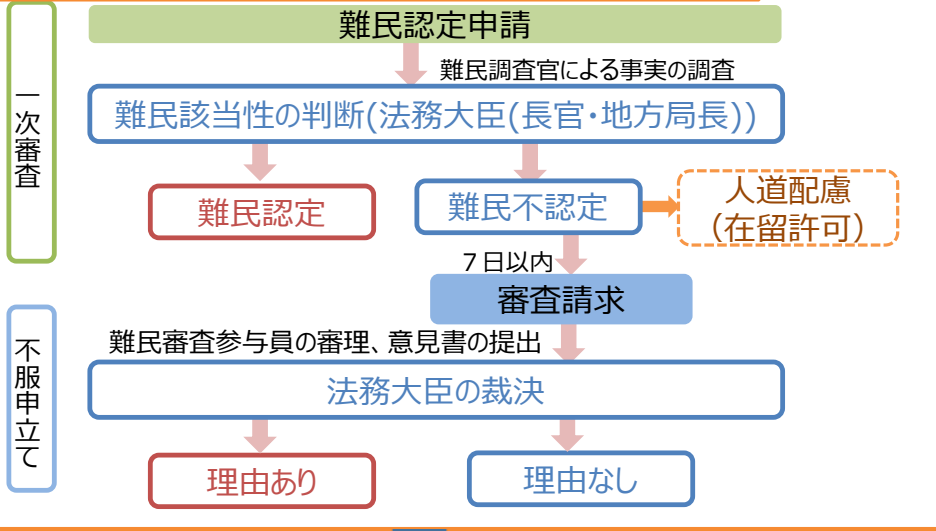
(令和5年中)

の方を保護している

(注4) 令和5年における難民認定申請処理数に対して、難民認定者数及び人道配慮による在留許可者数の合計が占める割合
 (注5) 我が国で令和5年に新たに保護したウクライナ避難民、344人を含めて計上すると、**約28.4%**の方を保護している

補完的保護対象者認定制度の創設

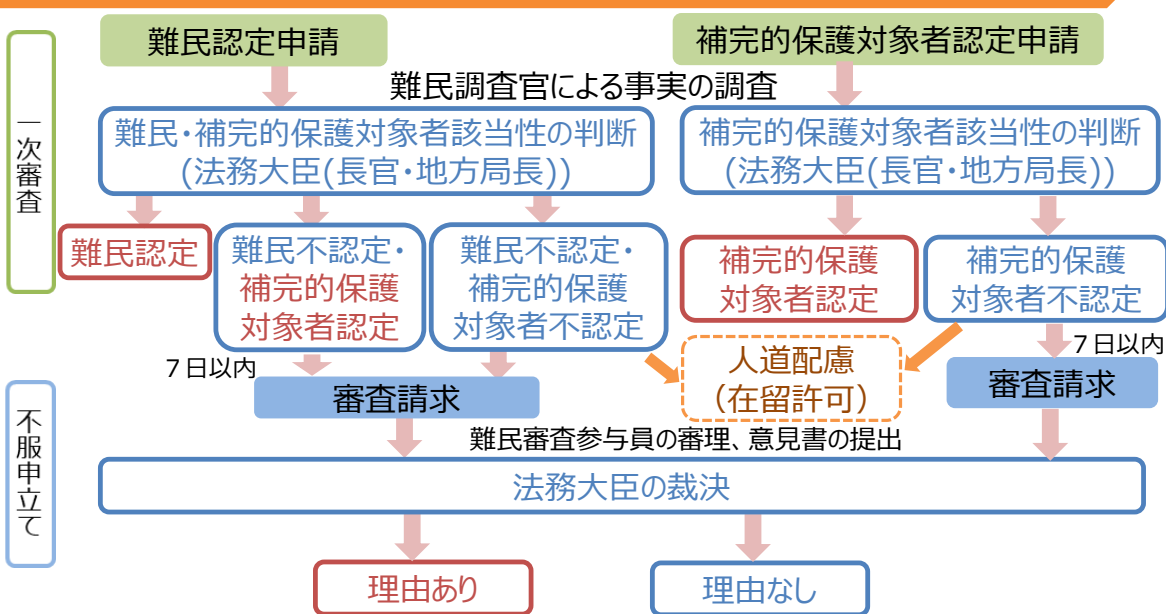
難民認定手続 (令和5年11月30日まで)



補完的保護対象者認定制度の概要

- ◆補完的保護対象者＝条約上の難民の要件のうち、迫害を受けるおそれの理由以外の要件を満たす者
- ◆認定された者には原則として在留資格「定住者」を付与
 - ★難民に準じて保護すべき者を一層確実に保護
 - ★制度的裏付けのある支援を実現
- ◆施行日： 令和5年12月1日

難民認定・補完的保護対象者認定手続 (令和5年12月1日以降)



補完的保護対象者認定申請者数及び認定者数

補完的保護対象者認定申請者数

1,110人

(うちウクライナ避難民1,052人)

(令和5年12月～令和6年2月速報値)

補完的保護対象者認定者数

647人

(うちウクライナ避難民644人)

(令和5年12月～令和6年2月速報値)

(注5) 上記数値はいずれも速報値であり、今後公表される数値と一致しない可能性がある